

山口県蜜蜂転飼条例

(昭和三十一年三月二十七日山口県条例第九号)

最終改正：平成二十五年三月十九日山口県条例第十七号

(趣旨)

第一条 この条例は、養蜂振興法(昭和三十年法律第百八十号。以下「法」という。)及び養蜂振興法施行規則(昭和三十年農林省令第四十五号)に定めるもののほか、蜜蜂の転飼について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法に定めるところによる。

(転飼の許可)

第三条 養蜂業者は、県内で転飼しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、住所地へ転飼しようとする場合は、この限りでない。

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。

- 一 蜂群数が転飼しようとする区域内の蜜源に比べて過剰と認められるとき。
- 二 転飼しようとする蜜蜂が腐蛆そ病にかかっているとき。
- 三 人畜に危害を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 四 その他知事が特に必要があると認めるとき。

3 第一項の許可は、条件を付けてすることができる。

(許可証の交付等)

第四条 知事は、前条第一項の規定による許可をしたときは、その申請者に許可証を交付する。

2 前項の許可証の交付を受けた者は、当該転飼をするときは、当該許可証を携帯しなければならない。

(許可証の再交付)

第五条 法第四条第一項又は第三条第一項の規定による許可を受けた者(以下「転飼者」という。)は、当該許可に係る許可証を毀損し、又は亡失したときは、速やかに知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(手数料)

第六条 法第四条第一項又は第三条第一項の規定により許可を受けようとする者及び前条の規定により許可証の再交付を申請しようとする者は、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)に定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

(許可証の返納)

第七条 転飼者は、第十条の規定による許可の取消しを受けたときは、十日以内に許可証を知事に返納しなければならない。

(措置の命令)

第八条 知事は、転飼者に対し、蜜蜂の腐蝕そ病の予防、危険防止等について必要な措置を命ずることができる。

(立入検査等)

第九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、転飼者に対し、転飼に関し報告させ、又はその職員に、転飼に係る場所若しくは転飼者の事務所若しくは事業場に立ち入り、転飼の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(許可の取消し)

第十条 知事は、養蜂業者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第四条第一項又は第三条第一項の規定による許可を取り消すことができる。

- 一 虚偽の申請により法第四条第一項又は第三条第一項の規定による許可を受けたとき。
- 二 法第四条第二項又は第三条第三項の規定による許可の条件に違反したとき。
- 三 第八条の規定による措置の命令に従わなかつたとき。
- 四 正当な理由がなく前条第一項の規定による検査を拒み、又は報告をしなかつたとき。

(罰則)

第十一条 第三条第一項の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

(知事への委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。